

財 関 第 2 7 3 号  
令 和 5 年 3 月 3 1 日

各 税 関 長 殿  
沖 縄 地 区 税 関 長 殿

関 税 局 長 諷 訪 園 健 司

関 税 法 基 本 通 達 等 の 一 部 改 正 に つ い て

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和5年4月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 3 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 4 特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第5 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第6 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

1. 次に掲げる様式をこれに対応する別紙6-1に掲げる様式に改める。

税関様式C第1000号-6

税関様式C第1000号-7

税関様式C第5810号

税関様式C第5811号

税関様式C第9120号

税関様式C第9123号

2. 別紙6-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第7 分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）の一部を次のように改正する。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る動物用医薬品の通関の際における取扱いについて（平成26年11月19日財関第1186号）の一部を次のように改正する。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。